

2. 設置にかかる制限の内容について（重複回答あり）

- ・ 地域・場所による制限 35県
- ・ 販売時間の制限 6県

〈地域・場所による制限の主な例〉

- 学校（特に中学校、高等学校）、主な通学路、児童福祉施設、図書館（上記について、その周辺100m~200m程度を含むことが多い）博物館等の文化施設、公園、風致地区、飲食店、娯楽施設等の青少年が出入りしやすいところ
- 風俗営業所、モーテルやホテル等の客室

このほか、設置販売を薬局・薬種商に限る例、自動販売機を店内に限る例がみられた。

〈販売時間の制限の例〉

- 店舗・営業所の営業時間に限る
- 閉店後の夜間のみ（昼間は自動販売機にカバーをかける）に限る

（参考） その他の制限の例

- コンドーム販売機はコンドーム販売専用とする（タバコ等の他の商品との混ぜ売りは認めない）
- コンドームをその他の商品と混ぜ売りする場合は、混同をきたさないよう明確な商品表示を行う